

# 朝鮮中近世の公文書と国家 —変革期の任命文書をめぐって—

川 西 裕 也

東京大学附属図書館アジア研究図書館上廣倫理財団寄付研究部門 特任研究員  
(現 新潟大学大学院現代社会文化研究科 助教)

## 緒 言

朝鮮中近世（おおむね高麗・朝鮮時代に相当／10世紀初～19世紀末）における重大な変革期のひとつとして、高麗が事元（モンゴルへの服属）した13世紀半ばから、朝鮮王朝の基礎が整えられる15世紀末までの期間があげられる。「高麗事元期」（13世紀半ば～14世紀末）・「朝鮮初期」（14世紀末～15世紀末）と称されるこの時期には、王氏高麗から李氏朝鮮への易姓革命が起り、政治・社会・文化の各方面で深甚な変化が生じている。この影響は、文書制度にもおよんでおり、文書にかかわるさまざまな要素が大きく変貌をとげることになった。このように、高麗事元期から朝鮮初期にいたる約200年間は、朝鮮古文書史における一大変革期と位置づけることができる。しかし、現存する文書の事例が極めて少ないという史料上の制約からか、この時期の文書に関する先行研究は乏しく、その基本的な性格に対する理解はいまだ不十分といわざるをえないのが現状である。

こうした朝鮮古文書学の現況にかんがみ、本研究では、高麗事元期から朝鮮初期の任命文書をとりあげ、その体系・様式・機能について検討を加えることにした。体系・様式・機能は、文書の有する最も基礎的な要素であり、それらの要素を分析することは文書の性格を理解するうえで決して欠かすことができない作業である。なお、本研究が任命文書をとりあげたのは、この種の文書が他の文書に比べて事例数が多く、通時的研究に格好の対象となるためである。また、任命文書は王命のもとに作成・発給されるため、その文面は、王朝政府内の権力関係や、王の権威、為政者の政治思想をよく反映している。それゆえ、史料が少なく不明な部分が多い、当該時期の国家の制度や思想を考察するうえで、非常に貴重な素材となるのである。

本研究では、上にのべた問題関心のもと、高麗事元期から朝鮮初期における任命文書の体系・様式・機能

を、新たな史料と分析方法にもとづいて可能なかぎり深く掘りさげ、それによって、朝鮮中近世の任命文書制度の歴史の変遷を展望することを試みる。くわえて、東アジア諸勢力（元・明・女真）との関係にも注意を払いつつ、当該時期における高麗・朝鮮王朝の制度や思想の解明にとりくむことにしたい。

## 当面の研究課題

事元以前の高麗では、おおむね唐・宋の制度に依拠して、自国の任命文書の体系や様式を整備していたようである。しかし、事元以降、いくども繰り返された官制改編にともない、唐・宋制にもとづく任命文書は消滅し、新たな任命文書が登場することになった。一方、体制確立後の朝鮮王朝では、基本法典である『経国大典』（1485年施行）の規定にしたがい、4品以上の官僚を「官教」（写真1）、5品以下の官僚を「奉教告身」（写真2）により任命することが定められ、この制度が朝鮮王朝の末期まで存続した。この間、高麗事元期・朝鮮初期の任命関連文書としては、「官教」と「朝謝文書」（写真3）の存在が知られているが、その使用時期や様式・機能の変遷過程は明らかとされていない。また、上記以外にも、下級官僚を任命する「筭付」や「差帖」、官僚妻に爵号を与える「封爵文書」など、任命に関連する文書が確認されるが、その様式や機能に関してほとんど解明されておらず、同様の分析が必要である。

## 本 論

高麗事元期から朝鮮初期における任命文書の体系・様式の変遷、およびその背景にある政治・思想状況について整理すると、おおよそ次のとおりとなる。

13世紀半ばに事元して以降の高麗では、任命文書として、一般的に「朝謝文書」が用いられていた。ただ、王が親任する場合や、通常の任命手続きが取れない場合

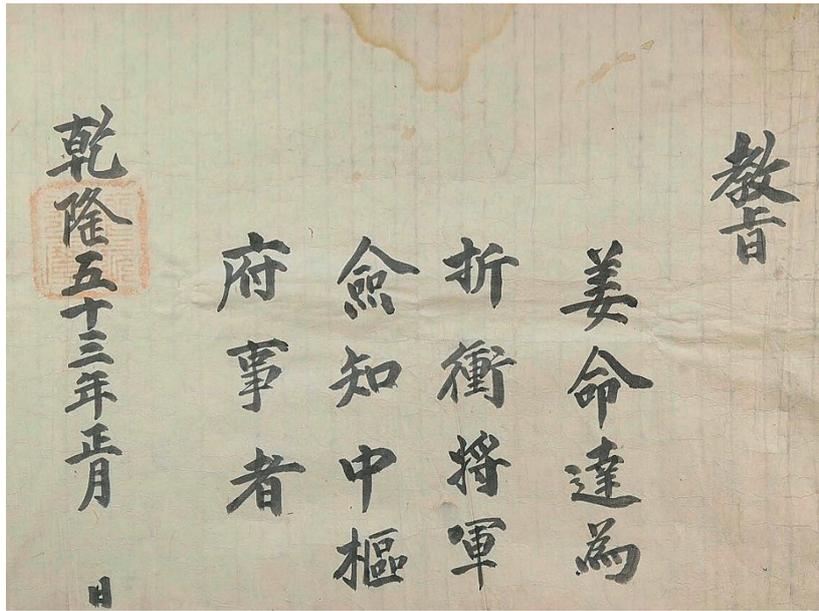


写真1 「姜命達官教」(1788年)

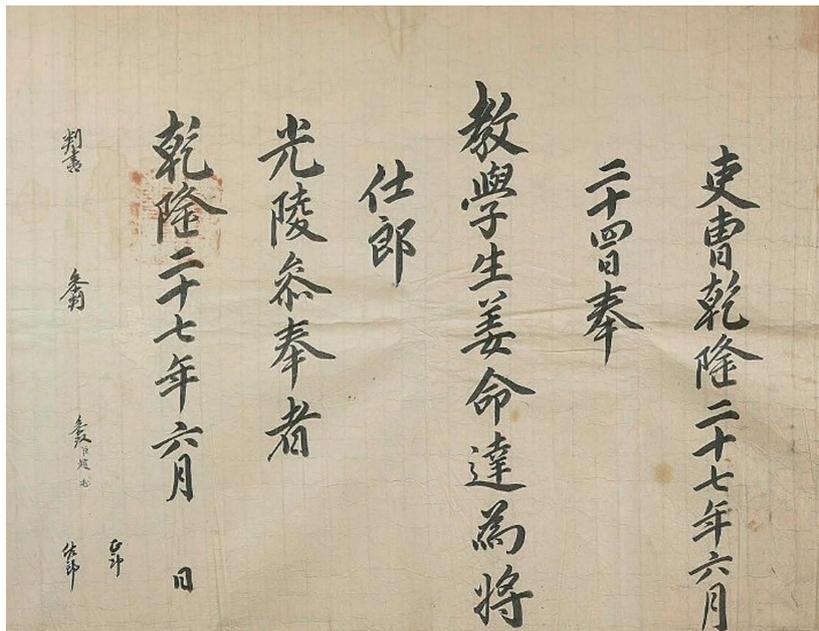


写真2 「姜命達奉教告身」(1762年)

など、特別なケースにかぎり「官教」を発給することがあった。高麗の「官教」には、13世紀末、元の世祖クビライが高麗王に下賜したパスパ字「駙馬高麗国王印」(写真4)が捺されている。事元以降の高麗では、歴代国王が元皇室の公主をめとって駙馬(娘婿)となることが慣例化していたが、国内の任命文書に「駙馬高麗国王印」を捺印するという行為は、当時の高麗王の位相を物語るものとして注目される。また、千戸・百戸など、元

の制度に由来する特殊な軍官を任命する際には、「劄付」をはじめとする、さまざまな文書が発給されていた。当時における任命文書は、錯雑とした体系を有していたのである。さらに、従来ほとんど注目されてこなかったが、高麗事元期の任命文書には、宗主国であった元の文書制度の影響がはっきりとみてとれる。いつ頃からその使用がはじまったのか明らかでないが、「官教」の様式は事元以降に確立したものと考えられ、また任命にかか

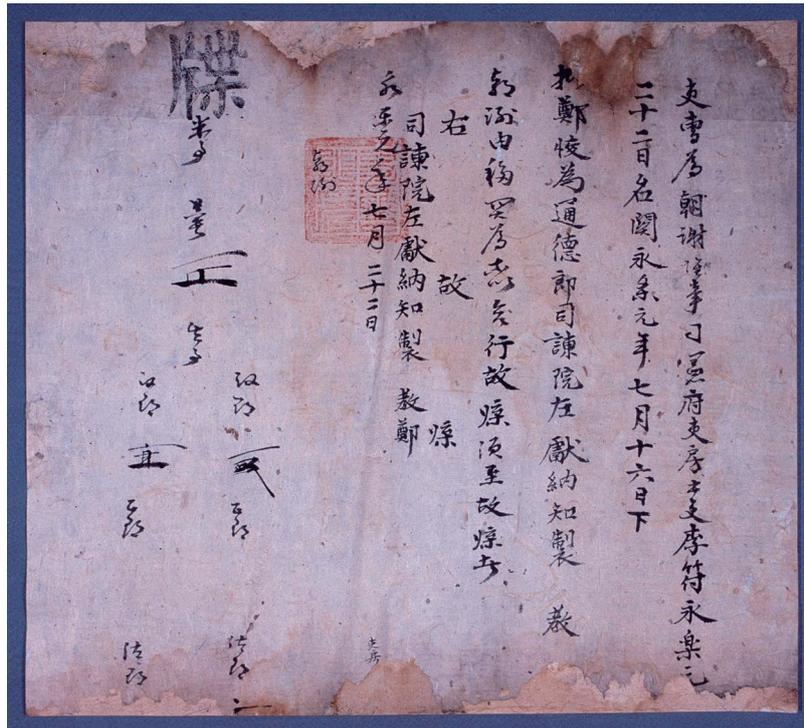


写真3 「鄭俊朝謝文書」(1403年)



写真4 「驍馬高麗国王印」

わる「劄付」の様式もまた、元のそれを下敷きに形成されたと推定される。

14世紀末、高麗が滅亡して朝鮮王朝が建国されると、基本的に4品以上に「官教」、5品以下に「朝謝文書」を下すよう定められた。以後、15世紀末に、永世不変の法典『経国大典』が施行されるまで、朝鮮王朝は任命文書に用いる文言や印章を頻繁に改変している。

任命文書は、王命のもと、官僚を王朝政府の機構中に位置づけるという重要な役割を担うものである。そのため、その文書様式は、朝鮮が奉じる朱子学的政治理念

にふさわしく、また可能なかぎり、王の権威を宣揚するように形成されていった。こうして、「官教」の文書様式では、君主の命令の語として不相当とされた頭辞の語「王旨」が「教旨」と改められ、文書に捺す印章の文面でも、国内の常時に用いるのに適切でない文言を避け、「施命之宝」という独自の文言が創作された。また、吏読（漢字を借りた朝鮮語表記法）によって記されるために鄙俚（いなかびて下品）とみなされた「朝謝文書」の様式は、正格漢文によって書かれた「奉教告身」のそれへと改められた。

ただし、王の権威の宣揚は無制限におこなわれていたわけではなく、宗主国明の存在によって強い制約を受けていた点には注意を要する。当時、朝鮮王朝と明とは女真人の羈縻をめぐって緊張関係にあったため、朝鮮王朝は明をむやみに刺戟しないよう、恭順な態度をとる必要があった。また、世宗代（1418～50年）以降の朝鮮国内では、君臣の道理にもとづき、朝鮮王が忠実な諸侯として明皇帝に至誠事大（誠を尽くして大国に仕える）しなければならないという思想が生じる。そのため、「官教」の文書様式では、「聖旨」「勅旨」「宣旨」など、皇帝だけが本来使用することのできる語が排除された。そして、諸侯の用いる命令語「教旨」を新たに採用し、印章の文言や寸法を、明皇帝に対して僭礼とならないよ

う、慎重に調整したのである。これまでの朝鮮古文学では、王朝政府が文書様式を整備してゆく過程で、宗主国明の存在が占めていた比重の大きさについて、あまり注意が払われてこなかった。しかし、この点は、今後、改めて深く追求してゆく必要があると思われる。

15世紀末、『経国大典』施行後には、「官教」（4品以上告身）と「奉教告身」（5品以下告身）という任命文書の体系が完全に固定され、朝鮮末期まで維持された。この頃、「官教」・「朝謝文書」（のち「奉教告身」）以外に発給されていた、「筭付」などの任命関連文書もまた廃止され、「差帖」という文書へと一本化された。

このような簡素化・効率化の傾向は、文書体系のみならず、様式の変化にも見出すことができる。文書の行移の有り様が詳細に記された複雑な様式の「朝謝文書」は、世祖代（1455～68年）に、任命内容のみを記す「奉教告身」の様式に改められた。文武官妻に対する「封爵文書」も、朝鮮建国初期には複雑な様式を有していたが、成宗代（1470～94年）までに、「官教」（堂上官妻告身）と「奉教告身」（3品以下妻告身）の様式へと単純化された。『経国大典』施行以降、任命・封爵に関連

する文書の様式は、基本的に「官教」あるいは「奉教告身」のそれへと集約されたのである。朝鮮初期において王朝政府は、煩瑣な体系・様式を有していた官府間の行移文書を徐々に整備し、行政の効率化を推し進めていったことが、先行研究によって指摘されているが、任命文書でも体系と様式を簡素化して効率的な作成・発給を試みたものといえる。

任命文書の体系と様式の確立は、『経国大典』にもとづく王朝体制、すなわち「大典体制」の完成とほぼ軌を一にしている。建国以来、およそ100年つづいた試行錯誤の果て、王朝政府による国家の諸制度の整備はひとまず終了するが、任命文書もまた、このときその体系と様式を確固たるものとしたのである。

## 謝 辞

栄誉ある第4回三島海雲学術賞を賜り、大変光栄に存じます。公益社団法人三島海雲記念財団関係者の皆様、選考委員の先生方に心より感謝申し上げます。また、ご推薦いただいた九州大学出版会の皆様にも篤くお礼申し上げます。